

寒川町乳児等通園支援事業の認可に係る手続等に関する規則をここに公布する。

令和8年3月25日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第11号

寒川町乳児等通園支援事業の認可に係る手続等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の15第2項の乳児等通園支援事業の認可に係る手続等について、法及び児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)、省令及び寒川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年寒川町条例第30号)(以下「法令等」という。)の定めるところによる。

(認可の申請等)

第3条 法34条の15第2項の規定に基づき乳児等通園支援事業の認可を受けようとする者は、事業を開始しようとする日の6月前までに、省令第36条の36に定めるところにより、寒川町乳児等通園支援事業認可申請書(第1号様式)に法令等に定める基準に適合していることを証する書類を添付して、町長に提出し、認可を申請しなければならない。

2 前項の規定による申請をしようとする者は、当該申請をしようとする日の1月前までに、当該申請について町長と協議しなければならない。

(意見の聴取)

第4条 法34条の15第4項の規定による意見聴取は、寒川町子ども・子育て会議(寒川町子ども・子育て会議条例(平成25年寒川町条例第20号)第1条に規定する寒川町子ども・子育て会議をいう。)の意見を聴く方法で行うものとする。

(認可又は不認可の通知)

第5条 町長は、第3条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認可の適否を決定し、認可する場合は、寒川町乳児等通園支援事業認可通知書(第2号様式)により、認可しない場合は寒川町乳児等通園支援事業不認可通知書(第3号様式)により同項の申請を行った者に対し、その旨を通知するものとする。

(廃止又は休止の承認の申請)

第6条 法第34条の15第7項の規定に基づき乳児等通園支援事業の廃止又は休止の承認を受けようとする者は、乳児等通園支援事業を廃止し、又は休止しようとする日の3月前までに、省令第36条の37に定めるところにより、寒川町乳児等通園支援事業廃止・休止申請書(第4号様式)及び寒川町乳児等通園支援事業廃止・休止申請調書(第5号様式)を町長に提出し、承認を申請しなければならない。

(廃止又は休止の承認又は不承認の通知)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認の適否を決定し、承認する場合は寒川町乳児等通園支援事業廃止・休止承認通知書(第6号様式)により、承認しない場合は寒川町乳児等通園支援事業廃止・休止不承認通知書(第7号様式)により同条の申請を行った者に対し、その旨を通知するものとする。

(認可事項等の変更の届出)

第8条 省令第36条の36第3項又は同条第4項の規定による認可事項等の変更の届出をしようとする者は、寒川町乳児等通園支援事業認可事項変更届出書(第8号様式)及び寒川町乳児等通園支援事業認可事項変更調書(第9号様式)を町長に提出し、認可事項の変更を届け出なければならない。

(認可事項変更の確認)

第9条 町長は、前条の規定により届出を確認したときは、当該届出を行った者に対し、寒川町乳児等通園支援事業認可事項変更確認通知書(第10号様式)により、そ

の旨を通知するものとする。

(立入検査の通知)

第10条 町長は、立入検査(法第34条の17第1項の規定により乳児等通園支援事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査することをいう。以下この条及び次条において同じ。)を実施するときは、あらかじめ、当該乳児等通園支援事業を行う者に対し、当該検査の期日その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急に立入検査を実施する必要があるときは、この限りでない。

(改善措置実施状況の確認)

第11条 町長は、法第34条の17第3項の規定により必要な措置をとるべき旨を勧告し、又は必要な改善を命じたときは、適切な時期に報告を求め、又は立入検査を実施し、改善措置の実施状況を確認するものとする。

(事業の制限又は停止)

第12条 町長は、法第34条の17第4項の規定により乳児等通園支援事業の制限又は停止を命ずるときは、寒川町乳児等通園支援事業制限・停止命令書(第11号様式)により、当該乳児等通園支援事業を行う者に通知するものとする。

(認可の取消し)

第13条 町長は、法第58条第2項の規定により法第34条の15第2項の認可を取り消すときは、寒川町乳児等通園支援事業認可取消通知書(第12号様式)により、当該乳児等通園支援事業を行う者に通知するものとする。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、法第34条の15第2項の認可に係る手続き等について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から

施行する。

(準備行為)

- 2 第3条から第5条までの規定による手続等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

第1号様式（第3条関係）

寒川町乳児等通園支援事業認可申請書

年 月 日

（宛先）寒川町長

所在地 _____

申請者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

児童福祉法第34条の15第2項の規定による認可を受けたいので、以下のとおり申請します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称				
事業所の所在地				
区分	☐ 一般型乳児等通園支援事業 ☐ 余裕活用型乳児等通園支援事業			
設置者・事業者の主たる 事業所の所在地	〒 -			
	電 話：			
	メー ル：			
設置者・ 事業者の 代表者	フリガナ		職 名	
	氏 名		生年月日	年 月 日
事業の開始予定年月日	年 月 日			

2. 添付書類

- 1 乳児等通園支援事業実施計画書
- 2 実施場所を示す平面図
- 3 事業の運営についての重要事項に関する規定
- 4 収支予算書
- 5 事業を行う者の資産状況を示す書類
- 6 その他町長が必要と認めたもの

年 月 日

事業者 住所
氏名

寒川町長

寒川町乳児等通園支援事業認可通知書

年 月 日付で申請された乳児等通園支援事業について、次のとおり認可を決定したので、寒川町乳児等通園支援事業の認可に係る手続等に関する規則（以下「規則」という。）第5条第1項の規定により通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
区分	☐ 一般型乳児等通園支援事業 ☐ 余裕活用型乳児等通園支援事業
定員	人 内訳 0歳児 人 1歳児 人 2歳児 人
事業開始日	年 月 日
特記事項	

(注意事項)

- 1 認可した基準の維持及び向上に務めること。
- 2 町が実施する立入調査、書類の閲覧を含む事業の実施状況についての確認を受けること。
- 3 町が口頭又は文書で指導を行った事項及び改善の勧告については、改善するよう努めること。
- 4 事業の実施が困難な事由が生じた場合は、直ちにその理由を付して、規則第6条の規定により寒川町乳児等通園支援事業廃止・休止申請書及び寒川町乳児等通園支援事業廃止・休止申請調書を町長に提出すること。
- 5 寒川町乳児等通園支援事業認可通知書に記載された事項を変更する場合は、規則第8条の規定により寒川町乳児等通園支援事業認可事項変更届出書及び寒川町乳児等通園支援事業認可事項変更調書を町長に提出すること。
- 6 社会福祉法人以外の者は、毎会計年度終了後3月以内に、次に掲げる書類に、乳児等通園支援事業を経営する事業に係る現況報告書を添付して、町長に提出すること。
 - (1) 前会計年度末における貸借対照表、前会計年度の収支計算書又は損益計算書などの会計に関する書類
 - (2) 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、乳児等通園支援事業を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、借入金明細書、基本財産その他の固定資産（有形固定資産）の明細書

年 月 日

事業者 住所
氏名

寒川町長

寒川町乳児等通園支援事業不認可通知書

年 月 日付で申請された乳児等通園支援事業について、次の理由により認可しないことを決定したので、寒川町乳児等通園支援事業の認可に係る手続等に関する規則第5条の規定により通知します。

事業の種類	
認可しない理由	

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定の取り消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第4号様式（第6条関係）

寒川町乳児等通園支援事業廃止・休止申請書

年 月 日

（宛先）寒川町長

所在地_____

申請者 氏名（又は名称）_____

代表者氏名_____

児童福祉法第34条の15第7項の規定による廃止・休止をしたいので、以下のとおり申請します。

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話： メール：
廃止・休止の理由	
現に乳児等通園支援を受けている児童に対する措置	
廃止の期日	年 月 日
休止する期間	年 月 日～ 年 月 日
（廃止の場合） 財産処分	

寒川町乳児等通園支援事業廃止・休止申請調書

1 現に乳児等通園支援を受けている児童に対する措置について

氏 名	生年月日	住 所	入所日	措 置

2 職員の処遇について

3 財産の処分について

(1) 土地、建物

(2) 設備

(3) その他

特筆事項があれば記載すること。

4 添付書類

- (1) 各月通園児童数等保育の運営に係る書類
- (2) 図面（施設平面図および配置図）
- (3) 建物、敷地の所有権保存登記簿謄本（写し）
- (4) 賃借の場合は賃貸借契約書（写し）
- (5) 保護者の同意書
- (6) その他町長が必要と認めたもの

年 月 日

事業者 住所
氏名

寒川町長

寒川町乳児等通園支援事業廃止・休止承認通知書

年 月 日 第 号で認可した乳児等通園支援事業について、次のとおり事業の廃止・休止を承認したので、寒川町乳児等通園支援事業の認可に係る手続等に関する規則第7条の規定により通知します。

事業の種類	
廃止・休止の内容	
承認期日	年 月 日
指示事項	
備考	

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定の取り消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

年 月 日

事業者 住所
氏名

寒川町長

寒川町乳児等通園支援事業廃止・休止不承認通知書

年 月 日 第 号で認可した乳児等通園支援事業について、次の理由により事業の廃止・休止を不承認としたので、寒川町乳児等通園支援事業の認可に係る手続等に関する規則第7条の規定により通知します。

事業の種類	
廃止・休止の内容	
不承認期日	年 月 日
不承認の理由	
指示事項	

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定の取り消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

寒川町乳児等通園支援事業認可事項変更届出書

年 月 日

（宛先）寒川町長

所在地_____

届出者 氏名（又は名称）_____

代表者氏名_____

児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項の規定による認可を受けた事項に変更がありましたので、児童福祉法施行規則第 36 条の 36 第 3 項及び同条第 4 項の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電 話：
	メー ル：

2. 変更事項

該当するものに○をつけてください。

変更事項	
	事業所の名称
	事業所の種類
	事業所の区分 ☐ 一般型乳児等通園支援事業 ☐ 余裕活用型乳児等通園支援事業
	事業所の位置（所在地）
	（法人又は団体の場合）定款、寄附行為その他の規約
	建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
	事業の運営についての重要事項に関する規程
	経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員
	その他（ ）

3. 変更内容

変更内容		
変更年月日	年	月 日
変 更 前		
変 更 後		
変更の理由		

4. 添付書類

第 9 号様式（第 8 条関係）に記載のとおり

第9号様式（第8条関係）

寒川町乳児等通園支援事業認可事項変更調書

変更のあった箇所のみ記入すること。

1 事業所の名称

変更後	変更前

2 事業所の種類

変更後	変更前

3 事業所の区分

変更後	変更前

4 敷地、建物の面積及び構造

区 分		変更後	変更前
住 所			
敷地面積		m ²	m ²
建物等	建設面積	m ²	m ²
	延床面積	m ²	m ²
	屋外遊戯場	m ²	m ²
	建物構造		

5 保育室等の変更

区 分	変更後		変更前	
	室数	面積（m ² ）	室数	面積（m ² ）
乳児室				
ほふく室				
保育室				
遊戯室				
幼児用便所				
職員用便所				
調理室				
その他				

便 所	幼児用：大	小	幼児用：大	小
	職員用：大	小	職員用：大	小

6 保育用具等の状況

品 名	規 格	数 量	単 価	備 考

7 職員の状況

職名	氏 名	生年月日	資格の 種 類	資格取得 年月日	給与月額		備 考
					本俸	諸手当	

8 利用定員の状況

区 分	変更前	変更後
歳児		
歳児		
歳児		
計		

(注意)

利用定員を変更する場合には、その理由を添付すること。

9 役員の変更等

(1) 経営の責任者、管理者の変更等

区 分	変更前	変更後
氏 名		
生年月日		
保有する資格		
経 歴		
給料月額	本俸 手当	本俸 手当

(2) 法人代表者の変更

区 分	変更前	変更後
氏 名		
生年月日		
職 業		
住 所		

就任年月日： 年 月 日

添付書類

- ☐ 代表者変更後の法人登記簿謄本
- ☐ 理事会等会議録（写し）
- ☐ 就任承諾書及び履歴書
- ☐ その他必要な書類

10 事業所の所在地の変更

	変更前	変更後
所在地	〒 -	〒 -
連絡先	電話 Fax	電話 Fax

11 定款、登記事項の変更

- (1) 変更前及び変更後の定款（写し）
- (2) 登記事項証明書を添付すること。

12 運営規程の変更

変更前及び変更後の運営規定を添付すること。

13 変更理由

14 変更期日

15 添付書類

- (1) 定款、理事会議事録（当該申請に係る部分）写、借入金の状況及び償還計画表、収支予算書
- (2) 改築・移転等の状況に係る場合
 - ア 建物の平面図、建物配置図
 - イ 敷地及び建物に係る所有権、地上権等の登記簿謄本または賃貸借契約書の写し

年 月 日

事業者 住所
氏名

寒川町長

寒川町乳児等通園支援事業認可事項変更確認通知書

年 月 日付で届出のあった乳児等通園支援事業について、次のとおり認可事項変更を確認したので、寒川町乳児等通園支援事業の認可に係る手続等に関する規則第 9 条の規定により通知します。

事業の種類	
認可事項変更内容	
変更期日	年 月 日
特記事項	

（教示）

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この決定の取り消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、町を被告として、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければなりません。

年 月 日

事業者 住所
氏名

寒川町長

寒川町乳児等通園支援事業制限・停止命令書

年 月 日 第 号で認可した乳児等通園支援事業について、児童福祉法第 34 条の 17 第 4 項の規定により、次のとおり事業の制限・停止することを命じます。

事業の種類	
制限・停止の内容	
処分期日	年 月 日
処分の理由	
指示事項	

（教示）

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この決定の取り消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、町を被告として、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければなりません。

年 月 日

事業者 住所
氏名

寒川町長

寒川町乳児等通園支援事業認可取消通知書

年 月 日 第 号で認可した乳児等通園支援事業について、児童福祉法第 58 条第 2 項の規定により、次のとおり取り消すことを決定したので、寒川町乳児等通園支援事業の認可に係る手続等に関する規則第 13 条の規定により通知します。

事業の種類	
取消期日	年 月 日
処分の理由	
指示事項	

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定の取り消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、町を被告として、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければなりません。